



右に申し上げました諸事情のもとに、戦前の前年度期首国債残高に対する償還財源への繰り入れ額の割合などをも勘案いたしまして、とりあえず、今回財政法六条に規定いたしておりますところの「二分の一」というのを「五分の一」に変更いたしました。財政運営全般の効率化をはかることといたしたものでございます。これによりまして、昭和四十年度予算におきましては、現行のままでまいりますと三百二十五億円の繰り入れが必要でございますが、この措置によりまして、百三十億円の繰り入れを計上いたしております。差し引き百九十五億円というものが一般会計財源の増となつたわけでございます。

この繰り入れ率の五分の一と申します根拠でござりますが、これは數字的な確定の根拠があるわけではございませんが、國債整理基金特別会計の収支の見通しに関しまして、十分安全性を見込みまして——この安全性というところをちょっと御説明申し上げますと、冒頭に申し上げましたとおり、現在國債残高が相対的に大きくなつておるわけでございます。にもかかわらず、剩余金の二分の一の繰り入れ額の國債残高に対するところの実額でとりました割合は、万分の百十六の三分の一の繰り入れを先ほど申し上げましたように停止をいたしておりますが、それでありましても、戦前のそれに比較いたしましてきわめて高率になつてきておりまして、かりに現行規定のまま昭和四十年度の繰り入れ額を計算いたしますと、前年度首一般会計負担國債総額に対する割合が約八%なるわけでございます。これは戦前の繰り入れ額の割合に比較いたしますと、きわめて高率でござります。昭和元年以後の戦前の最高率で申し上げ

今回繰り入れ率をきめるにあたりましては、一応暫定的にこの戦前最高の二・九五%を参考にしまして、安全率を見込んで、これを下回らないというものにいたしたものでございます。剩余金の五分の一で約三・三六%ということになるわけでござります。

で、この措置は、国債整理基金の収支なども見まして、暫定的に二ヵ年度間のみの特例といたしたものでございまして、恒久的な剩余金処理の原則及び国債償還繰り入れ制度の確立につきましては、できるだけ当該期間内に財政制度審議会にもはかって、今後十分に検討を行なつてまいる所存でございます。

次に、改正の第二点でございますが、財政制度審議会の改正でございます。この財政制度審議会につきましては、ただいま申し上げましたように、このような剰余金の処理問題、国債償還繰り入れ制度をはじめといたしまして、臨時行政調査会の答申にも述べられてございます予算会計の改革に関する意見の諸問題等、財政会計制度全般にわたりまして、今後本格的な検討を進めてまいりますために、委員を現行十二人から二十五人に増員をいたしますとともに、ただいま財政制度審議会には臨時委員というものが置かれることになつておりますが、この臨時委員の名称を、専門的な分野における特別事項を調査審議することとなります専門上、臨時委員と専門委員とをあわせて一本にする趣旨のもとに、特別委員と改めることいたし——名称だけでございますが、特別委員と改めることいたします。また、他の審議会の例に従しまして、今まで大臣が会長になつておったわけでございますが、これを委員のうちから互選をするということに改正をいたすことになります。

ますと、昭和二年度の二・九五%というのが最高でございます。この昭和二年と申しますのは、ちょうど大震災復興等の国債の償還を特に促進するため、従来の万分の百十六の繰り入れに合わせまして、一般会計の剩余金の四分の一を繰り入れるという制度が初めて発足した年でございます。今回繰り入れ率をきめるにあたりましては、一応暫定的にこの戦前最高の二・九五%を参考にして、安全率を見込んで、これを下回らないといふものにいたしましたのでござります。剩余金の五分の一で約三・三六%ということになるわけでござります。

以上、この法律の提案理由を補足して御説明申  
し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願  
い申し上げます。

続きまして、交付税及び譲与配付金特別会計法の一部を改正する法律案の提案理由を補足して御説明申し上げます。

政府といたしましては、このような情勢に即応いたしまして、地方行財政制度の合理的な運用につとめてまいりたのでござりますが、明年度地方財政においては、さらに公共事業費の増大、生活保護

護その他の社会保障制度の拡充、給与改定の平年化度化等によりまして、これら地方財政の増高が見込まれる事情にあるので、これら地方財政の諸般の状況を勘案いたしまして、このたび、昭和四十年度以降の地方交付税の総額を、所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の二十八・九から百分の二十九・五に引き上げることによりまして、地方財政の健全性を堅持しつつ地方行政水準の一歩の向上をはかることとし、別途、地方交付税法の一部を改正する法律案を今国会に提出し、御議論願つておられる次第でございます。なお、この交付税率の引き上げによりますところの増額分は百四十五億円でござりますが、この百四十五億円を含めまして、昭和四十年度の地方交付税の総額は七千三百三十二億円になるわけでございまして、前年度は六千二百五十一億円で、差し引き七百八十二億円の増、パーセンテージで申し上げますと、二・三%の増ということになつておるわけでござります。

及び譲与税配付金特別会計を通じて地方団体に交付されるわけでございますが、このため、この特別会計法第四条におきまして、政府は毎会計年度当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込み額のそれぞれ一定割合に相当する額の合算額に過年度決算差額を加算あるいは減算をいたしました金額を一般会計から本特別会計に繰り入れておるところでございますが、このたび、さきに申し上げましたとおり、地方交付税の総額が引き上げられることに伴いまして、本特別会計法第四条を改正いたしまして、一般会計から本特別会計に繰り入れる金額の算定割合を「百分の二十八・九」から「百分の二十九・五」に引き上げようとするものでございます。

以上、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げた次第でございます。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○政府委員(泉美之松君) 石油ガス税法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

まず第一は、今回石油ガス税法を制定しようとする理由についてでございますが、これはすでに御承知のとおり、從来から自動車用燃料として使用されております石油ガスにつきましては、揮発油税、地方道路税あるいは軽油引取税等の消費税が課せられておるのでございますが、同じく自動車用燃料として使用されております石油ガスにつきましては、自動車用燃料として代替関係にあるにもかかわりませず、その課税が行なわれておりません。そのため、揮発油に比較いたしまして安価な石油ガスが使用される傾向が最近特に目立つてまいつたのでございます。そのために、自動車用燃料として使用される石油ガスに対する課税について問題が生じたのであります。政府といたしましては、税制調査会にはかりました結果、揮発油についてすでに道路財源として相当高率な税負担が課せられており、石油ガスはその揮発油と代替関係にあるということ、それから揮発油から石油ガス

への急激な燃料転換が行なわれておりますために、最近揮発油の税収入が伸び悩みになってしまます。このまま放置すれば道路整備財源に不足を来たすおそれがあるということ、及び諸外国における車用石油ガスに対して相当の課税をきましても自動車用石油ガスを行なうとするものが行なわれておるということ、これらの諸点を勘案いたしまして、今回石油ガス税法を制定いたしました。石油ガスに対する課税を行なおうとするものでございます。

石油ガス税の課税の内容について申し上げますと、まず第一は課税物件でございますが、これは申しますまでもなく、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスを課税物件にいたすことにしております。その旨を第三条に規定いたしました。なお、石油ガスと申しますのは、炭化水素のうち常温常圧で氣状を呈するブタン、プロパン等の炭素数三以上のものに限っております。メタン、エタンなどの炭素数二以下の炭化水素は除くこととしたとしております。この点は第二条に定義でそのままのようないたしております。

次に、納稅義務者であります、これは石油ガスの充てん場から移出された石油ガスについては、その石油ガスの充てん者を納稅義務者とする旨第四条に規定いたしておるのでございまして、在地を納稅地とすることといたします。また、保税地を納稅地でございますが、これは石油ガスの充てん場から移出された石油ガスにかかるものにつきましては、その石油ガスの充てん場の所在地を納稅地とすることといたします。この旨を第八条に規定いたしております。

次に、課税標準でございますが、これは石油ガスの充てん場から移出され、あるいは保税地域

から引き取られる石油ガスについての重量を課税標準といたしております。これは考え方によりましては容量によって計算することもできるわけですが、その課税標準の正確さ、税負担の公平という点から見て、重量を課税標準といたしているのであります。しかしながら、実際におきましては、容量によって取引される傾向がございりますので、別途、その重量から容量への換算方法について規定をいたすこといたしております。その旨を第九条に規定いたしておるのでございまます。

次に、税率につきましては、石油ガス税は本来、揮発油税との権衡上課税するものでありますから、この税率は揮発油税などのバランスのとれたものでなければならないわけであります。この点からいたしますと、揮発油税並みの税率とするということになりますと、かなり高い御承知のとおり、現在は揮発油及び地方道路税合せますと、揮発油に対しましては一リットル当たり二十八円余りの課税となつておるわけでございますが、しかし、石油ガス税は今回新しく設けるものであるということ、それから揮発油との税負担比較がそのように一挙に高まることがありますと、確かに、現在は揮発油を使用する場合と石油ガスを使用する場合との自動車運行上のいろいろなメリット、デメリットの関係がございますので、それらを勘案いたしまして、一リットルにつきまして約十円を課税することを目途といたしまして、税率といたしましては、重量により一キログラムにつきまして十七円五十銭を課税することにいたしております。その旨を第十条に規定いたしております。

次に、免税制度であります、これは他の間接国税の例にならないままで、石油ガスが輸出される場合、それから工業用その他特定目的に消費される場合には免税いたすこととにいたしております。この旨を第十八条に規定いたしております。

次に、課税標準でございますが、これは石油ガスの充てん場から移出される場合は十二条に規定いたしておきます。

れも他の間接国税の例と同様に、石油ガスの充てん場に戻し入れられるあるいは移入されるというような場合におきましては、その後に移出しました石油ガスに対する税額から控除し、あるいは控除しえないときには還付するということに、第五十五条で規定いたしております。

次に、石油ガス税につきましても、他の間接国税の例にならないまして、石油ガスの充てん者につきましては、移出した月の翌月末日までに申告納付することにいたします。また、保税地域から引き取ろうとする者につきましては、引き取りの際に徴収することいたしております。

なお、石油ガスの取引の状況から考えまして、石油ガスの充てん者あるいは石油ガスを保税地域から引き取ろうとする者につきましては、申告書をその提出期限までに提出して、相当の担保を提供いたしました場合には、その担保額に相当する石油ガス税は一ヵ月以内、納期限を延長することができるという制度を設けておりました。これは第二十条でございます。

そのほか、保全担保、開廃業した場合の申告、記帳義務、職員の検査権限などにつきましては、他の間接国税の例に従つております。

次に、この法律の施行期日でございますが、本来、揮発油税との関係から見ました場合には、できだけ早急に施行することが必要であると思われるのですが、何ぶん新しい課税であるということ、それから最近急激に揮発油から石油ガスへの使用的転換が行なわれて、また、スタンード等の新設が急激に行なわれているといったような状況を考慮いたしまして、施行期日は昭和四十一年一月一日といたしております。

次に、石油ガス税は、先ほど申し上げましたようないふたつの課税標準などと同一趣旨のもとに課税するものでございますので、この収入額に相当する額はすべて道路整備財源に充当することいたしておいて、その旨を、輸出の場合は十一条に、工業目的の場合は十二条に規定いたしております。

途審議される予定になつております。

源として地方團体に譲与することになつております。なお、昭和四十一年度の石油ガスの収入見込みは、昭和四十一年一月一日から施行いたしました場合には七億八千八百万円でありますので、その二分の一の三億九千四百万円は國の一般会計の歳入とし、他の二分の一の三億九千四百万円は、地方に譲与するため、交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入とすることにいたしております。

次に、関係法令の改正でございますが、石油ガス税が新税であることに伴いまして、先ほど申し上げましたような道路整備緊急措置法の改正を行つともに、國税通則法その他の関係法律につきまして所要の改正を行なうことといたしております。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決いただくようお願い申し上げる次第でございます。

○政府委員(佐々木謙一君) 開税定率法等の一部を改正する法律案の提案理由について、補足して説明を申し上げます。

第一に、この法律案の主要な目的は、開税定率法と関税暫定措置法で定められております開税率の改正であります。

その内容は、御参考までに提出いたしました開税率改正の一覧表に整理してございますが、今回の改定によりまして、実際に適用される実行税率の変わつてしまりますものが二十品目ございます。それと、本年三月三十一日に暫定税率の適用期限が到来いたしますものの適用期限の延長をお願いしておるもののが九十一品目、合計百十一品目となつておる次第でございます。

これらの開税率の改定につきましては、大臣の諮問によりまして開税率審議会におきまして慎重な検討が行なわれました上、立案されたものでございまして、今回改定は、同審議会が昨年の十二月二十五日に行なつた答申を基礎としておる次第でございます。わが国の開税率は、昭和三十

六年に貿易自由化や産業構造の変化等に対応するためにその全面改正を行なっておりますが、その後、三回にわたる部分改正を経て今日に至っておこしまして、ガットにおける関税一括引き下げ交渉、またガットや国連等における大きな問題といつての関税障壁の軽減除去の問題というのございますが、これらは現在のところ、ようやく実質的な進展の緒についたと申し上げる状況にあるものと見ておるところでございます。このような必要欠くべからざるものにつきまして、最小限度の品目によりまして関税率の実質的な調整をお願いすることにいたしました。

次に、主要な品目について、若干御説明を申し上げます。

今回、実質関税引き上げとなります唯一の品目は、計数型電子計算機でございます。従来は、使用者の立場を考慮いたしまして、大型の電子計算機及びこれとともに輸入される付属機械につきましては暫定無税、その他のものにつきましては暫定一五%の関税を課してまいりましたが、最近、国産技術の開発に伴いまして、大型機の製作也可能になりましたので、国産化のおくれている高性能の付属機械の一部についてだけ従来の暫定一五%の関税を適用を残しますが、その他のものにつきましては、基本税率二五%に戻ることをお願いしております次第でございます。もともと、そのうち計算機本体につきましては、一五%のガット税率がござりますので、実際はこのガット税率が適用されることになるわけでございます。

車、オートバイの年産は二百万台に達する世界第

一位の生産国でありまして、国産二輪自動車には

十分な競争力がありますので、この際一〇%に引き下げようとするものであります。

また、新たに暫定減税を行なうものとしたしましては、コーケス、二酸化ゲルマニウム、イソフタル酸等がございます。このうち、コーケスについては、年内に暫定減税を行なうものとしてつきましては、来年度におきまして国内供給量が需要量に不足いたしまして、海外からコーケスを輸入しなければならぬということが見込まれておりますので、暫定的に一年間関税を無税にしようとするものでございます。また、現行暫定税率を引き下げようとするものといたしましては、アルミニウム製鍊用アルミナ、アルミニウム圧延品等がございます。

次に、現行の暫定税率の適用期限を延長します品目のうち、バナナ及び原重油について申し上げたいと思います。

バナナにつきましては、現行の七〇%の暫定税率がかなり高水準にありますので、消費者の立場等を考慮いたしまして、できるだけ基本税率三〇%に近づけるべきであると考えておる次第でございますが、三十八年四月の自由化以来バナナの輸入が急激に増加しまして、この傾向は来年度も続くと思われますので、七〇%の現行関税率をさらに一年間据え置きまして、バナナの輸入動向、その国産実に対する影響等を慎重に見守ることにいたしました。

次に、原油及び重油の関税につきましては、石炭対策上やむを得ない措置といたしまして、昭和三十八年度より二年間従前二〇%相当の暫定増税を行なってまいりました。その後、石炭鉱業の状況は必ずしも好転いたしません。昨年末の第二次石炭対策におきましても、昭和三十九年度予算額に対し、依然としてのやや共通的な質問をいたしたいと思います。

まず第一に、これは予算委員会でも質問したのですが、時間の制約もあって十分政府の見解を明らかに聞くことができませんでしたので、この際、大蔵大臣にも一度はつきり伺いたいのですが、三十九年度の税収の見込みなんです。それで、二月の実績は大体わかってまいりましたですか、税の収入実績。見当はどうです。今までのたとえば一月末ですと、三十九年度予算額に対し、収入歩合は七七・八%、三十八年度の対決算収入歩合は八〇・五%、三十七年度の対決算収入歩合は八〇・三%。収入歩合が非常に落ちておりますが、三月一ヶ月しかありませんし、特にこの中では七千四百万円になっておる。それで、補正以来ずっともう傾向的に歳入不足がふえてきておるんですよ。この傾向が二月にどうなっているか。もう三月一ヶ月しかありませんし、特にこの中では法人税が問題でしようけれども、法人も大体三月決算は来年度になりますから、大体もう日安がつ

おりますが、これらの制度のうち、本年三月三十日に適用期限が到来するもののすべてにつきましては、さらに一年間の延長をお願いすることにいたしております。

これらの制度のうちに、わが国の産業設備の近代化に資するため、国産困難な重要機械類の関税を免除する制度、電力業及び鉄鋼製造業における国産石炭の引き取りを確保するため、これらの事業を営む者の石炭の増加引き取りに伴う負担の増加額を限度として、これら事業者の使用する重油が負担していると認められる関税をこれら事業者に還付する制度等がございます。

なお、農林漁業用の重油の暫定免稅制度につきましては、適用期限の延長をお願いいたしておりますほか、適用対象となる重油の範囲を、最近の需要の推移に併せて、若干調整することをお願いいたしております。

このほか、現在、アンモニア系窒素肥料の原料としまして使用される原油につきまして、暫定関税の免除制度を採用しまして、肥料の価格の低下と輸出の振興とをはかつておますが、最近、原油と並びまして揮発油を肥料の原料として使用するような方法がとられるようになりましたので、その原料揮発油の負担をしていると認められる原油関税を還付する制度を新設することといたしております。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○木村龍八郎君　ただいま上程されております法律案に關連してのやや共通的な質問をいたしたいと思います。

まず第一に、これは予算委員会でも質問したのですが、時間の制約もあって十分政府の見解を明らかに聞くことができませんでしたので、この際、大蔵大臣にも一度はつきり伺いたいのですが、三十九年度の税収の見込みなんです。それで、二月の実績は大体わかってまいりましたですか、税の収入実績。見当はどうです。今までのたとえば一月末ですと、三十九年度予算額に対し、収入歩合は七七・八%、三十八年度の対決算収入歩合は八〇・五%、三十七年度の対決算収入歩合は八〇・三%。収入歩合が非常に落ちておりますが、三月一ヶ月しかありませんし、特にこの中では七千四百万円になつておる。それで、補正以来ずっともう傾向的に歳入不足がふえてきておるんですよ。この傾向が二月にどうなっているか。もう三月一ヶ月しかありませんし、特にこの中では法人税が問題でしようけれども、法人も大体三月決算は来年度になりますから、大体もう日安がつ

以上、この法律案について補足して御説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○委員長(西田信一君)　國際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の補足説明は後刻にいたします。

以上で全案の補足説明は終わりました。

くはずですよ。大体の見当がついていなければならぬはずです。

○政府委員(泉美之松君) 委員長。

○木村福八郎君 いや、それじゃ大蔵大臣に来てもらつたかいがない。

○政府委員(泉美之松君) 数字の問題でござりますから、私から申し上げておいたほうがいいと思ひます。

○木村福八郎君 それじゃ、時間がないから大まかに、だいじょうぶかどうか。

○政府委員(泉美之松君) 申し上げますと、前年の二月末の収入割合は八九・四%になつておりますが、本年はまだ正確にわかりませんけれども、この一月末が前年同期に対し二・七%収入割合が落ちておりますが、その落ち方があまり変わらないで、二・六か七の辺になるのではないか。まあ日銀のいまの日報ベースから見ますと、そのよう考えられます。

それで、やはり収入上問題になりますのは、いまお話しの法人税と、それから先般参議院の予算委員会で申し上げましたが、揮発油税、物品税などのような消費税、これが予算に対して不足するのではないかと思われます。ただ、問題は、申告所得税のほうで、御承知のとおり補正予算で二百五十億の自然増収を見込んでおります。これがどうなるかは三月末の収入を見ないとはっきりいたしません。それから、増収になる見込みのものが酒税その他のことでございますが、これらはどんでもない違いがございまして、二月は九月決算の法人税の延納分とそれから十二月決算の法人分の既納分と、その収入が相当多額でございますので、前年におきましたが、まだ正確に申し上げかねますけれども、まあ六百五十億の自然増収にあるいはや欠けること、まだ正確にどの程度になるかということを申し上げかねる段階でございます。

○木村福八郎君 ただいまの御答弁ですと、前年同期の二月ですね、昨年の二月の収入歩合が八九・四です。そうしますと、ことしの一月末が七七・八でしょう。非常な違いですよ。七七・八ばかりに少し上昇するとしても、とても私は

八九・四にはならぬのじゃないかと思うのです。すいぶん大きな開きがあります。ですから、どうにかとんとんに、何とか補正くらいの、六百五十億くらいの自然増収は期待できるかも知れない、あるいは多少欠けるかもしれないというお話を、しかし、こういうような例は今までなかったでしょ。これは戦後初めてじゃないですか、こういうような状態は、過去にそういうことはございましたか。

○政府委員(泉美之松君) 昭和三十三年の御承知のあの景気調整のとき、あのときに予算額に対しまして不足いたした場合がございます。それ以外におきましては、まあたいてい予算の見積もり額よりも収入が多かったのでござります。本年は御承知のよな景気の情勢でござりますので、この九月決算の法人税収入が予定より少なかつたこと以降が、だんだんと反映しまして、いま申し上げましたように、前年の収入実績に対しまして二・七%ないしそれに近い不足になつております。しかし、申告所得税のほうで三月に収入が入つてきます。

それから、先ほどこの二月末と一月末とを比較になられましたが、これはどんでもない違いがございまして、二月は九月決算の法人税の延納分とそれから十二月決算の法人分の既納分と、その収入が相当多額でございますので、前年におきましたが、これは二月末の比較にやはり大体対応し得るでしょう。その一月末の今年の収入歩合と、それから昨年の決算ですね、前年度の三十八年度の決算の収入歩合との比較が二・七%開いています。これが、じゃあ二月でこの二・七%がどれだけ縮まるかということが問題なんでしょう。それが今度三月にはどうなるかというところなんです。ですから、これは三十三年以来の大きな変化よね。これが、じやあ二月でこの二・七%がどれだけ縮まるかということが問題なんでしょう。そこでござりますから、そこでわれわれとしては非常に着目しなければならぬわけですよ。ことに歳入面についてもっと十分に、われわれ予算委員としても、この点はもっと洗ってみなければいけないのじゃないか。

というものは、今度この四十年度の歳入を見積もる場合、これは非常に大きな影響が出てくると思ひます。そこで過大見積もりかどうかという問題が出てきますし、それから特に大蔵大臣にこまかに問題ではなく、大臣らしい御答弁を伺いたいのですが、この中で一番問題なのは、やはり法人税です。法人税が一番中心だと思うのです。そこで、法人税のうち、特に中小企業が悪いのです。法人税の大企業が倒産なんか見まして、法人税は大企業も増収減益などで問題なんすけれども、特に中小企業が非常に悪いといふことも大きな影響をしておると思うのですよ。そこで、今後の景気をしておると思ひます。まだ正確につかめませんので、正確になつた段階でまた申し上げたいと思います。

○木村福八郎君 そうしますと、前年の一月末は五%であったわけであります。

われわれ責任があるわけですね。委員として。十分検討しておく必要があるわけです。

そこで、一月九日に日銀の公定歩合を一厘下げた。市中銀行も下げた。しかし、並み手形は下げないのですね。並み手形のほうは下げるないです。それから、今度また四月ごろ公定歩合を一厘下げるやに新聞に報道されております。そうしましたので、そういうことになります。問題は、だから、決算に対する収入歩合と比較してみればいいことになります。

○木村福八郎君 そうしますと、一月末での比較が、これは二月末の比較にやはり大体対応し得るでしょう。その一月末の今年の収入歩合と、それから昨年の決算ですね、前年度の三十八年度の決算の収入歩合との比較が二・七%開いています。これが、じやあ二月でこの二・七%がどれだけ縮まるかということが問題なんでしょう。それが今度三月にはどうなるかというところです。ですから、これは三十三年以来の大きな変化よね。これが、じやあ二月でこの二・七%がどれだけ縮まるかということが問題なんでしょう。そこでござりますから、そこでわれわれとしては非常に着目しなければならぬわけですよ。ことに歳入面についてもっと十分に、われわれ予算委員としても、この点はもっと洗ってみなければいけないのじゃないか。

その場合は、今度この四十年度の歳入を見積もる場合、これは非常に大きな影響が出てくると思ひます。そこで過大見積もりかどうかという問題が出てきますし、それから特に大蔵大臣にこまかに問題ではなく、大臣らしい御答弁を伺いたいのですが、この中で一番問題なのは、やはり法人税です。法人税が一番中心だと思うのです。そこで、法人税のうち、特に中小企業が悪いのです。法人税の大企業が倒産なんか見まして、法人税は大企業も増収減益などで問題なんすけれども、特に中小企業が非常に悪いといふことも大きな影響をしておると思ひます。まだ正確につかめませんので、正確になつた段階でまた申し上げないと思ひます。

○木村福八郎君 そうしますと、前年の一月末は五%であったわけであります。

かない得るだらうといふことが大体の見通しでござります。

四十年度の税収に対しては、これは確かに法人税等にのいていろいろな問題があると思いますが、しかし、給与所得はふえておりますから、こういう面で所得税中心には取れるという数字が出るわけであります。でありますので、四十年度の当初予算額に対して、いま補正というような要因がこれからどう出るかという場合のものを想定いたしますと、いろいろ問題があると思いますが、現在御審議を願っております四十年度の当初予算の税収確保ということが不可能であるという考え方を持っています。これは過大でもなし、過小でもなく、大体いいところだということ、こういうふうにお考えいただいていると思います。

ただ、今までのようにも相当大きな自然増収を見込むというわけにはまらないと思います。今年度三十九年度が七%の実質経済成長率が九・四%にもなっておるということであります。本年度は七・五%と、こういう当初の見通しですが、中期経済計画の八・一%をこすような状態にならないということは、産業の伸びから見て大体そう %にもなっておるということです。だから、当初見積もりの税収確保に事を欠くということはございません。補正要因等が出た場合にどういう財源が確保できるかということは、今までの安易な考え方で対処できないということは事実だと思います。

それから、公定歩合のあと一厘引き下げがどうなるかということは、まださだかに申し上げるわけにはまいりませんが、金融緩和の方向にあることはそのとおりでございます。並み手を、一厘引き下げたときは据え置いたという問題についてでは、金融の自由化、弾力化というような問題に対して次に公定歩合が引き下げられるというときになると問題になると思いますが、総体的な問題の見方をすれば、下げる方向でやはり指導していくべきだらうと思います。中小企業の金利負担という問題で、公定歩合の問題とあわせていつでも議論され

るわけですが、日本の産業の、特に倒産をしておるような産業の実態を見ますすると、まあ総体的に考えれば、金利負担という問題も相当問題になりますが、そうではなく、もう金融量の問題でまあいろいろ問題を起こしておるということでございます。いまでも公定歩合に引き上げに際しましても、中小企業の金利負担という問題に対しては十分に配慮するようにといふことは、金融機関に対しても強く行政指導を行なつておるわけでございます。とにかく中小企業を中心にしていろいろな関連倒産等の問題もありますので、これから金融政策を考えます場合に、中小企業に対して、特に黒字倒産、連鎖倒産というようなものがないように、格段の配慮をしなければならないと思ひます。昨年の十一月ごろ、ざつくばらんに申しますと、金融機関に金がありますが、どうも内容を調べて洗い直しをしなければ次の金融はちょっと待とうと、こういう大きな問題があるようであります。そういう形勢が倒産等に拍車をかけないように格段の措置を考えなければならないと、このような姿勢であります。

續が予算よりも非常に低下してきておるといううことで、いま大蔵大臣の話ですと、政治的ベースですからまだはっきりした計数は出ていないと思ひますけれども、五十億、百億くらい歳入欠額が生ずるかもしれない。それは補正なんが出てきた場合ですよ、この非常措置でござりますが、どうやってカバーできるかとしましても、これは非常に大きな変化ですね。それはどうやって今後処理していくか。こういう点でござりますが、それからかなり財政問題、財政政策を立てる場合、収入の問題、歳入の問題が非常に重大化してくるのじゃないかと思ひますが、そういう点で、さっき大蔵大臣も五十億ないし百億くらいのあるいは歳入欠陥になるかもしれないといふお話をございますが、当然いろいろ議論もされ検討されているのじゃないかと思ひますが、そういう点、ひとつざくばらんにお伺いしたい、今後われわれの研究のために。

しかし、同時に、三十九年度が大き過ぎた、こういう点もあるわけであります。ですから、大き過ぎたという面から見ますと、歳入欠陥を幾らか生ずるかもしれないということを先ほど申し上げたわけであります。主税局としては一ぱい一ぱいだと思います、こういう見通しでございますが、まあ一ぱい一ぱいでという見通しで、清算をすれば五十億か百億くらいは足らなくなるかもしかねない、こういう判断を私がすることは、これはやむを得ないわけであります。そういうものを他の財源、国有財産の売り払い収入とか、いろいろなもので、雑収入でもつてカバーできないかといふと、まあ大体カバーできないということはない、大体カバーできるだろう。カバーできる限度においての、歳入欠陥が起こることしても、その程度であろう、こういうことを申し上げておるわけであります。非常にざくばらんな話でありますが、百億以内の数字であれば十分調達できると思いますと、こう申し上げておったわけであります。が、ざくばらんに申し上げると、かような状態だと思います。

○木村福八郎君 私は別に大蔵大臣を責めるとかなんとかという意味で質問しているのではないのです。ですがね、いわゆる実態をはつきり知りたいわけですよ。それで、非常に疑問に思いますのは、そういう状態であるのに、どうして——税制調査会の答申どおりにやれば、大体初年度で四百億くらい、平年度で六百億くらいそこで余裕が出るわけですよ。だから、私は三十九年の歳入不足の傾向を見まして、そこでおそらくこんなに、こういう状況になるとは、おそらく想像されなかつたと思うんですよ。これは中小企業とか法人の決算について、かなり楽観的を見ておられて、こうなつたと思うのですけれども、いまになってみますれば、やはり税制調査会の答申どおりに税制改正をやつたらば、四百億は余裕できるのですから、もつとも、そうなると、歳出のほうがあえちやうかもしませんけれどもね。しかし、そこが何か私はもっと余裕を残しておけたのではないかと思うのです。

○田中角榮君 で、今後公債は発行しないと言うけれども、そろすると、この間どうも大蔵大臣は間接税のほうをどうも考へておるのではないか、こういうようないな邪推といふのですか、そうしなければつけますが合わないのですが、その点はどうなんですか。

○國務大臣(田中角榮君) 減税はしなければならないということで、減税に対する重きを置くということです。財源を残しておるといつても、残していれば当然歳出要求もありますから、なかなかそれを保留していくようなことをむずかしいと思います。超健全的な状態から、まあ比較的健全な状態にだんだん移行してきました、こういう考え方を持っているわけあります。

三十九年度の収入に対しても、これは主税局や国税庁が非常にかたい見積もり、非常に厳密だということを、私もいまさらながら驚いております。百億が五十億もし歳入欠陥になるとしたら、ちょうど最後に主税局とつめて、なかなか財源の問題で白熱しましたときに、最後に私が、きっと

差額が五十億か百億であろう、とにかく主税局の案に積んでくれ、こういうことでもって予算組もう、こう書つた分が大体問題になるわけでありまして、主税局や国税庁が見積もつた数字どいうものは非常に正確だと、こういうことは私もいまさらながら驚いておるわけでございます。

聞いたしたいと思います。大蔵大臣にはそういうような計画的なことではなく質問いたしたいのです。この点はあとでまた事務当局のほうから十分にそのところを伺いたいと思います。各税目別にまとめて伺いたいと思います。

聞いたしたいと思います。太蔵大臣にはそういうような計数的なことではなく質問いたしたいのです。この点はあとでまた事務当局のほうから十分にそこでのところを伺いたいと思います。各税目別にまとめて伺いたいと思います。

それから、もう一つ、中小企業の問題ですが、一月九日の公定歩合の引き下げのときは市中銀行の並み手形は下げませんでしたが、今度の場合は、今度公定歩合を下げるにすれば、やはり市中銀行の並み手形のはうも下げなければ私はほんとうに金融緩和の点が薄透しませんから、そういう場合には太蔵大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(田中角榮君) 先ほどもちょっと申し上げましたが、金利の自由化、弾力化という面からいろいろ議論がございますが、しかし、公定歩合が再度引き下げられるという場合には、やはり歩合が再度引き下げられるという方向で指導すべきで並み手形を下げていくという方向で指導すべきである、こういうことを申し上げたわけでありま

要な一つのめどだと思ひますので、この点についてお伺いいたします。

○國務大臣(田中角榮君) 株式市場があまりばつとしないということは御指摘のとおりでござりますが、しかし、千二百円を維持しておったということ、これは千二百円を維持させたということではなく、共同証券その他のが買うのですから結果的に千二百円は維持された、こういうことでござります。その後いろんな施策を行なつておるのであります、が、証券対策として、また市場対策としていま考えておりますものは、証券金融に対して恒久的なものを考へる必要があるということが一つございます。もう一つは、やはり御審議をいたただくと思いますが、証券業者の体質改善というようなものを中心とした証券取引法の改正、また第一段、第二段には証券取引所の機能の強化といふようなもの、またいま問題になつております企業の経理内容といふようなものをどういうふうにしてこれを確保するか、確認をするか、また粉飾決算等がないようになりますためにはどうするかといふような措置をだんだんとつしていくことによつて、資本市場対策はだんだんと進められていくわけであります。

いま旧ダウ平均千二百円を割つたといいますけれども、これは内容的に見て非常に悪い傾向といふものではないようであります。いままでは、例を一つあげますと、仮定の議論であります。日本の代表的な産業、日立とか東芝とか、また東電とか、それから日本钢管とか八幡とか富士とか、こういうような基礎産業であつて、つぶれない、しかも一割配当以上をしておる。こういうものが額面すればそれであって、その子会社の販売部門だけを持つておるもののが三百円も四百円もある、こういう特異な事態があつたわけでありますが、このごろはどういう傾向をたどつておるかと、非常に高い水準にある株が、三百円のものが二百円、二百円のものが百五十円になる。しかし、今まで額面すればそれであつたようなものが、御承知のとおり五十円の株が六十円になり、

七十円になり、八十円になつておる。ですから、内容的に見ますと、株式市場が非常に悪い状況に進んでおるということはないであります。ですから、単純平均で一円も下がると、確かに旧ダウ平均では非常に大幅な下げをいたしますが、銘柄別に内容を見てまいりますと、落ちつくべきところへ落ちつきつつある、こういう見方でございまして。でありますから、証券市場が非常に悪い面に向かっておるということではなく、親会社が五十円のものが七十円になり、子会社が三百円だったものが百五十円、二百円、二百五十円と、だんだんと安定的にすわりのいい状態になりつつあるといふことは、これは銘柄別にごらんになれば御専門の方は十分わかるわけであります。不安の状況は全然感じておらないわけであります。

それから、今度の税制改正はあまり株式市場の、いわゆる資本市場の対策にならぬということ

であります。これはなりますと私は考えておるのです。これはいま取引高が非常に少ない。売りもないし、買いもない。ですから、ちょっとした

ものを売ると旧ダウ平均がうんと下がっていく、こういうことであります。ですから、国民大衆

は、下がったけれども、じつとこれを持っている。

また買ひ出てきておらぬ。金は一体どこへ行つ

ておるかといふと、二千七百億を年間見ておりま

す。今年度財政投融資の原資として三千八百億郵便貯金で見込んでおつたわけであります。もう二月の末に二千八百億をこすと、こういう状態で非常に堅実な方向に国民がやはり貯蓄をする。正常な段階に入りつつあると、こういうことはいえ

ると思ひます。特に私は知つた人が、株式に投資をしたいのですが、税法は通るでしようなど、こういうことを言つておるわけであります。まだ通常あると思ひます。早く通していくだければ、

これはもう非常にそういう意味では対策になる。私は経験の上にそうお願いいたすのであります。

○木村祐八郎君 まだ非常に質問がござりますが、柴谷さんがあと質問されるそろですから、一

点だけ質問いたしまして終わります。

それは教育費控除の問題ですね、税制の中です。愛知文部大臣にもこの点は質問したのです。大蔵大臣はどういうふうにお考えですか。これは来年度あたり考慮されますかどうか、この点だけひとつ。

○国務大臣(田中角栄君) 教育費控除の問題は、まあ前から問題になつておりますて、今度文部省も非常に強いので、とにかくこの結論に対しては税制調査会の意見を聞こうということで税制調査会の意見を聞いたわけであります。文部省が要求しておるような結論が出なかつたことは御承知のとおりであります。これはなぜ出ないかという

と、教育費控除ということはよくわかるが、しかし、学校に行けないで実社会に出て働いておる人があるので、これらの人との権衡もありますので、やはり一般的な基礎控除を上げていく、こういう面で解決すべきだ、こういう答申をいたしましたわけであります。私もいろいろ御批判もある減税政策もやつたのですから、この半面にこうい

う教育費のようなものをやつと思ったのですけれども、特に税制調査会の問題もありましたので、もう一年見送つた、こういうことであります。

来年やれるかと、こういうことになりますと、文部大臣も来年はひとつうんとがんばりますと、こういう御答弁をしておりますが、学校に行ける人と行けない人の権衡、こういういろいろの問題がございまして、慎重に検討すべきだと思つております。

○柴谷君 私、すわつて質問しますから、政府側もすわつて御答弁いただきたいと思います。

時間がありませんので、ごく簡単に伺いたいと思うのですが、三月九日の新聞に、学校に払い下

げたのに国有地がマンションに変わつておるとい

うことで、地方自治体である目黒区議会がこの国有地の追及を行なうと、こういうような見出しの新聞が出ておるわけであります。私も目黒に在住

をしておりまして、この問題については相当関心を持ってながめてきたのであります。

しかも、学校といつても特殊学校で、どもりの学校を建設をする。その申請は、社会福祉法人で樂石社というのが当時申請をいたしまして、大蔵省がこれに許可を与えた。しかし、その後、樂石社なるものがこの事業を行なわずして、時日もたつ

てきたので、関東財務局はこれに向かって注意を行なつておる。そのような結果、自力でできない

石社というのが、実は、その樂石社が日本ベル福社協会というところに権利を譲渡した。この日本ベル福社協会が権利譲渡するや、直ちに豪華なマンションをつくりあげたというのが今日までの経緯になつておるわけです。

そこで、お尋ねしたいことは、国有財産法の第二十九条の用途指定のやり払いを行なつておるわけですね。この場合、単に社会福祉事業に供する

といふ名目だけで用途指定になつておりますの

で、内容については、どういうことをやるのかと

いう詳しいことは大蔵省は把握をしていないの

じやないか、こう思うのですが、このようなこと

で国有財産が将来も払い下げられていくものであるかどうか。この財産法について、大臣、あるいは国有財産局長のほうでもけつこうですが、御答弁をひとついただきたいと思います。

この問題になりました土地は、相続人がなかつたということで国有地となつたわけであります。

この土地の総坪数は千五百五十五坪

これが目黒にあつたものでござります。これの払い下げに対し、目黒区役所や樂石社その他のからた

くさんの申請があつたわけであります。たくさん

の申請がございましたが、財務局としましては、

その千五百五十五坪のうち一千坪だけを目黒の区

役所に払い下げました。それから、残りの四百八十坪を昭和三十五年の一月二十日に社会福祉法人樂石社というところへ払い下げた、こういうこ

とであります。

これは払い下げの条件は一体どうかということ

であります。が、これは特に、まあ非常に古い歴史を持つものでありますし、ろうあ者の収容、職業訓練というような施設を営んでおるというものでありますので、時価の五割、一部については四割

というものを減額をしまして、九百八十万七千円

という価格で払い下げたわけであります。これは半分くらいで払い下げた、こういうことであります。これはもちろん用途指定をして売り払いをしました。これはもちろん用途指定をして売り払いをいたしましたから、大蔵省としては適法な売り払いをいたしました。しかも、これ

を払い下げるというときに、この樂石社の事情もございますので、地元の区にも了解を得た上でこ

のよだな処分をいたしたわけであります。この樂石社が金がないということで、ベル福社協会といふところに転売をした。また、ベル福社協会はそこに、自分で金ができるので、第三者にビルをつくるとして、上の部分を売り払つて、その価格でもつけて下をただにして社会福祉事業をやるうとなかなか考えたことでございます。

その事情を簡単に申し上げますと、樂石社はその後この土地に木造施設を建築をしまして、事業をやつておつたわけであります。が、資金難のため、計画の六〇%程度、半ばでもつて立ちぐされ

の状態といふことになつたわけであります。そのころ、昭和三十八年の一月ごろだそうであります

が、社会福祉法人ベル福社協会、これは理事長は參議院議員山下春江氏であります。このベル福社と大体同じような仕事をしておるわけであります。

この理事長山下さんから、ろうあ者の福祉施設の適地がないということで、同じ事業を行なつておるのですから、樂石社の土地を転用させて

もらいたい、こういうことで、樂石社に払い下げた

ときには用途指定をしておりますから、この用途指定の一部を解除してくれ、こういうことを当局に申し入れてきたわけであります。当局というのは国有財産局だと思いますが、そういう状態がございますし、そういう社会福祉の内容でありますので、その半分だけの用途指定の解除を行なつて、そうして楽石社ができるなかた同じ仕事をベル福社協会がやるならば、二分の一を解除してやろう、こういうことをやつたわけでござりますが、その解除に伴いまして、さきに売り払つたときに減額をしてありますから、その減額をした額を楽石社が代金を払えば、追加をして払えば、ベル福社協会に半分転売することを許す、こういう条件をつけたのであります。

うまくやつてきたと思うのです。ところが、これからが問題がございます。その転売時における時価を求めて、その差額を徴収するため評価作業をもたもたやつておつたのでしょうか。まあこれを早くやればそんなことはないと思いますが、それに時日をかけておるうちに、当局の関知しない間にと、こういうことを言つておりますが、まあもともたやつておるうちに、当該財産の全部について、樂石社からそのベル福社協会というところへ全部移転登記をやつてしまつた。それで、三十九年の二月から、昨年の二月からビルが建設をされたということをございます。このビルが建ち始めてから初めて大蔵省としてはこの事態に驚きまして、両福祉協会の責任者を呼んで事情を聴取して、善後処置をいたしたわけでござります。そういう状態でございまして、まあ結果としては、国有財産処分上の一般原則に照らしまして、樂石社の用途指定違反として、契約条項の定める違約金五百五十四万三千円と、転売の差額金、これは時価転売価格と國の売却価格との差額、こういうものを徴収する方針で目下相手方と折衝をしておるということが、今までの全貌でございまます。

であり、金詰まりでもってできないで立ちぐされ  
になっておる、そこへ、時あたかも同じ内容を持つ  
ベル福社協会から、これに対し転用をして、  
自分でその事業を引き継ぎ、こういうことに  
なつた。まあそこまでは認めたわけあります。  
ところが、そのあとが問題であります。そのあと  
が、今度はまた、このベル協会も金がないという  
ことで、今度は知恵を出して、ビルを建てたわけ  
であります。しかも、自分で建てないで、どこか  
のだれかに建てさせたと思いますが、それで、そ  
の空間利用といいますか、非常に高い建物を建て  
て、上のほうを分譲マンションとして分譲して、  
そして私のところだけはただにしてくれ、こうい  
うことを行つたわけであります。でありますか  
ら、建物を、自分で金がないので、地上権を提供  
して、そして分譲マンションを建てさせて、そし  
てその建物の半分を売つ払つて自分の建築費をた  
だにする、こういう苦肉の策をやつたわけでござ  
います。そこが問題になつてゐるところでござい  
まして、先ほど申し上げたように、この両福社協  
会の責任者を呼んで、差額徴収というようなこと  
でいま折衝をいたしております。

これは、つくつたものは、今度は一休どういうう  
ものかということをございますが、鉄筋コンク  
リートづくり地下一階、地上六階、延べ坪千五百  
六十六坪余でござります。地下一階と地上二階ま  
で延べ五百七十坪余をベル協会が使用して、地上  
三階から六階までの九百九十六坪をマンションと  
して分譲する。そしてその分譲の金で地階と一  
階、二階はただにしてもらう、こういうことが真  
相でござります。

○柴谷要君 実はいま大臣から克明に御説明ござ  
いましたように、確かにそれが事実でございます  
ね。まあそれまで聞いてくるというと、当面やむ  
を得ないじゃないか、できてしまつたんだから。  
こういう結論が出てくるのではないかと思う。と  
ころが、それまでの、今日の状態になるまでの、  
黒木区議会あるいは日黒区長以下の関東財務局に  
足を運んだこと、大蔵省に足を運んだこと、こま

かい経緯をずっと調べてまいりますと、この楽石社なるものが最初申請をして払い下げでもらいましたときに、その事業を行なう意思がないのですね。なかつた。というのは、古材を持って来ましたのでその土地に建築を始めた。始めたんですけどれども、完成をしないで、草ぼうぼうにして、そうしてその家が、古材を持って来たもんですから、立ちぐされの姿になってきた。そこで、目黒区としては五百坪については、ぜひ目黒区としては出張所をつくりたいということと、区長以下が関東財務局に再三足を運んでお願ひをした。ところが、その当時、その楽石社に対して関東財務局がどういう手を打ったかというと、たいした手を打っておらない。

そこで、その関東財務局は御承知であったかどうかしらぬが、とにかく楽石社は九百八十万七千円でこの土地を入手しておきながら、ベル福寺協会には四千六百五十万円で転売をしておる。そうするというと、ねれ手でアワですよ。こういうこと、姿がけしからぬことが一つ。

それから、できあがったマンションが、まあ今日の住宅事情が非常に悪いときに住宅政策として建てたんだからいいじゃないかという御意見もあらうと思う。ところが、一戸三部屋の豪華なものであつて、八百万円から千二百万円、こういうマンションなんですね。一体これはだれが手をつけられるか。いかに今日住宅難で困っていても、それじやすぐ手を出して買えるかというと、買えるような価格のものではない。それだけに、この付近の住民の中から非常にたいへんな声があがつておる。そうしてこの代表が、目黒の区長以下目黒区の区議会も黙つていられないでの問題にしてきた。こういう事実だと思う。

こういうことが、まあ使用目的をきちつと出し、そして、そうして権利を取つて、もうけて転売をして、その転売先がまた利益のためにこういうマン

シヨンをつくつていいのかどうかといふことで、いまたいへんな区民の声があがっているわけなんですね。こういうことを大蔵省は御存じでやらしておるのか。それとも、特に理事長である山下春江さんという名前が出てゐるものですから、国会議員が一枚加わると何でもできるんぢやないか、こういう悪い印象を区民に与えているということも事実ですね。これだけは何とか打ち消してもらいたい、こう思うわけなんです。別に山下さんの今日まで行なつてきております事業なりあるいは薬石社が行なつてきている事業に対してけちをつけるわけじゃありません。これは確かに福祉協会としてそれ相応の事業をやってきたことは認めます。しかし、この国有地払い下げの、利用の問題については、遺憾ながらこれでよろしいという結論にはならぬと思う。

そこで、大蔵省としては、今後、違約金だけでこの問題を処理していくこうとして考えておられるのか、また別な方法をお考えになつておられるのか、これだけひとつお聞かせいただきたいと思う。

○政府委員(江守堅太郎君)　違約金を取ると同時に、転売差益金を全部取るということを考えておられます。それ以上に、たとえばベルに売りました土地を取り戻すということは、法律上できかねる、残念ながらそれはできませんが、少なくとも、楽石社がもうけた額、これは全部国で取り戻すということです、いま話を進めております。

○柴谷要君　最後ですから、ちょっと申し上げますが、この土地が従来の国有地であるのではなくして、角田マサさんがなくなつたが、繼承者ががないので国有地になったものなんですね。それだけに角田マサさんという人と日常交際の深かつたから、かかる問題が二度と起らぬよう、かつま

た、この問題の処理を区民の、都民の気持ちに沿った解決をしていただくよう御努力願いたい、こういうことをいま申し上げて私の質問を終ります。

文部省、厚生省、東京都から事業の証明がありますが、この実行過程というものをよく監査しなかったというところに、こういう問題が起つたわけあります。いざれにしても、国有地ではあります  
が、しかし、いまあなたが述べられたとおりの経緯を持つ土地でありますから、こういうものも故人の遺志が尊重されて公けのものに使われるということに対しては、もっと深い配慮も必要だったと思います。こういうことに対する四角定規であつたということに対しては、はなはだ遺憾であります。こういう問題がございますので、国有財産法の改正をしていただいたわけでありまして、かかることがないよう将来十分気をつけてまいりたいと思ひます。

○野溝勝君 私は簡単でございますが、五分ばかり大臣にお聞します。

さつそくでございますが、私は二月の十八日に農林委員会で砂糖行政に関する質問をしました。その際いろいろ質疑をしたところ、農林大臣から慎重に考慮して善処する旨答弁がありました。昨年甘味資源一法案が出ましたがあつたが、その際の法案の精神からいふと、自給度の向上、生活の安定といいましょうか、そういうようなことがうたい文句でした。まあ、自由化を一昨年実施し、おくればせながら国内産糖の保護体制をとつたわけです。ところが、御承知のとおり、最近の糖価不安です、昨年資源法を制定したが、どうもそのとお

それで、今後一休どうするのだということなんですね。大臣、砂糖問題は単に、糖価安定というだけの問題じゃなく、これは一つの国民食糧ですから、国民生活全体の問題なんですね。ですから、私は非常に重大に考えているわけです。御承知のとおり、農民は農民で非常に不満です。沖縄の農民も八割がやっぱりサトウキビの農民ですから。その問題も、その際に白井君も政府委員席に来てもらいまして、私は申し上げた。ところが、白井氏は最近沖縄に行きました、サトウキビ買以上げを増すという努力をする。私どもの質問の要旨にこたえてくれて努力をされているわけです。ところで、最近砂糖価安定法というものを考えておる。しかし、これには事業団を設立して、これに対応しようというような考え方もあるようです。しかし、大蔵大臣、やはりこれが予算に関係していくというと、あなたのほうの意見というものが入るわけですから、この際、私は参考に申し上げておきます。これは単に粗糖の問題、原糖輸入の問題だけじゃないのです。いま言ふとおり、国内糖との関係ですね。甘味資源法案をつくってみても、国内産糖はわずかしかできないのですからね。ですから、これは原糖に依存するところが非常に多いのでございます。その間をどういうふうに調和していくかということが問題なんですかね。結論から先にいえば、私は事業団くらいのものではとてもだめだと思うのです。いろいろ沿革はあるが、いま英国では砂糖の管理をやっておるわけですよ。こういうことは農林大臣だけではなかなかかやりにくいくことと思う。大蔵大臣がひとつ特に来ると思うから、その際に、何々法をつくつて失敗だったと、これだけじゃ目的は達せられないのだということを、後になってからまた言うことのないようにしてもらいたい。

ですから、あなたの具体的な答弁は、よろしいが、その考え方、ぼくの構想を大体了承できるのか。批判してみよう、検討してみようという気持ちがあるのか、そういう点をひとつお答えを願いたい。

○國務大臣(田中角榮君) 砂糖は国際的な商品でございまので、非常に上がり下がり、変動が多いかったわけでございます。しかし、将来の見通しを考えますと、やはり砂糖生産というものに対しては、需要に追いつかないということで、国際糖価というものは上がる方向にあるという考え方を持つております。国民には安い砂糖を差し上げなければならぬ。しかし、同時に、国内糖の生産業者に対しては、やはりその価格を安定せしめなければいかぬと、こういう二律背反といいますか、むずかしい問題を含んでおるわけでござります。でありますので、大蔵省側といたしましては、糖価が下がっていくという考え方になると、相当な財政負担になるわけでござりますし、糖価が国際的に上がっていくことになればまあ国内糖も維持できるということになりますと、また農林省と大蔵省の間で検討中でございます。なかなかむずかしい問題でございまして、自由化の精神からは、また割り当て制度をとるというようなことがありますと、相当問題がござりますし、しかし、国内生産者のことを考えると、何らかの措置が必要であるということでございます。いろいろなことをいま考えておりますので、あなたのいま御発言もございましたが、大蔵省と農林省の事務当局で相当検討いたしております。そうして、総理の裁断を得るという前に、私と農林大臣でひとつ話をしよう、そこでうまくいかなかつたら総理のほうへ持ち込もうと、こういう話になつておるわけでありまして、むずかしい問題でありますのが、慎重に検討いたしておるということを申し上げておきます。

ですから、あなたの具体的な答弁は、よろしいが、その考え方、ぼくの構想を大体了承できるのか。批判してみよう、検討してみようという気持ちがあるのか、そういう点をひとつお答えを願いたい。

○國務大臣(田中角榮君) 砂糖は国際的な商品でございまので、非常に上がり下がり、変動が多いかったわけでございます。しかし、将来の見通しを考えますと、やはり砂糖生産というものに対しては、需要に追いつかないということで、国際糖価というものは上がる方向にあるという考え方を持つております。国民には安い砂糖を差し上げなければならぬ。しかし、同時に、国内糖の生産業者に対しては、やはりその価格を安定せしめなければいかぬと、こういう二律背反といいますか、むずかしい問題を含んでおるわけでござります。でありますので、大蔵省側といたしましては、糖価が下がっていくという考え方になると、相当な財政負担になるわけでござりますし、糖価が国際的に上がっていくことになればまあ国内糖も維持できるということになりますと、また農林省と大蔵省の間で検討中でございます。なかなかむずかしい問題でございまして、自由化の精神からは、また割り当て制度をとるというようなことがありますと、相当問題がござりますし、しかし、国内生産者のことを考えると、何らかの措置が必要であるということでございます。いろいろなことをいま考えておりますので、あなたのいま御発言もございましたが、大蔵省と農林省の事務当局で相当検討いたしております。そうして、総理の裁断を得るという前に、私と農林大臣でひとつ話をしよう、そこでうまくいかなかつたら総理のほうへ持ち込もうと、こういう話になつておるわけでありまして、むずかしい問題でありますのが、慎重に検討いたしておるということを申し上げておきます。

界などは全くむちやですよ。台糖とか、名古屋精糖、横浜精糖などは、何と理くつをつけようとも、いまの過剰設備に拍車をかけるような工場の新增設をやっている。粗糖は一年分もの百七十万トンも輸入契約している。何らの規制もせず、これを放任しておく手はない。これは過剰投資だ。そしてはなはだしい過当競争で、でたらめだと思うのだ。こういうようなことをやっていけば、どうなるんですか。山陽特殊鋼のようなことが精製糖業界に来ますよ。一方、砂糖の小売り値を見れば、キロ百三十円前後だね。合うとか合わぬとか言ってみたって、これは消費者から見れば、世界一高いものを買わされているのですよ。じゃあ農民はどうかというと、農民は、これまた安いものを出しておる。北海道のてん菜農家の経営と生活を見ればわかる。だから、この際私は、国がやるといふことなら、これはたいてい承知できるんですよ。だから、あまり国家管理と麗々しくは言いませんがね、やはり何とか国で、アルコール専売をやったようなやり方で——そのほうが実際、業者も喜ぶ。メーカーも実際のところ腹の中では、これじゃとても不安定でたまらぬ、みなとも倒れになると思ってるはずです。だから、そこら辺に、大蔵大臣はひとつ農林大臣とよく話をされ、また同じような、つくった法律がまた一年足らずでだめだったというようなことのない、ようになります。

○大竹平八郎君 時間が来るのであるのですが、一言

大臣にお尋ねしておきたい。私は、委員会の名前

はよく知らないのですが、たしか金融調査会だと

思うのですが、前の効率の頭取の堀さんが会長をして

いる金融調査会で、何か投融資の資金割りに

ついて、相当あそこに権限といいますか、大蔵省

がある程度の委託をするというように聞いておる

んですが、これが市中金融にとっては大きなセン

セーションを起こしておるのであるが、その実質と

いうのはどういうのでしよう。

○國務大臣(田中角榮君) 金融制度調査会につきましては、金融政策そのものをおまかせしておるということではございません。ここで、日銀法の設をやっている。粗糖は一年分もの百七十万トンも輸入契約している。何らの規制もせず、これを放任しておく手はない。これは過剰投資だ。そしてはなはだしい過当競争で、でたらめだと思うのだ。こういうようなことをやっていけば、どうなるんですか。山陽特殊鋼のようなことが精製糖業界に来ますよ。一方、砂糖の小売り値を見れば、キロ百三十円前後だね。合うとか合わぬとか言ってみたって、これは消費者から見れば、世界一高いものを買わされているのですよ。じゃあ農民はどうかといふことを考えていただいたり、今度は融資ルールというような問題がございまして、こういうものを官製でやろうという気はございません、銀行協会でも自主的にこういうことを検討するのだが、やはり大蔵省の考え方とか金融制度調査会の考え方とか、こういうものも参考にしながらやらなければいかぬ、こういう問題がございまして、こういう問題に対して諸問を申し上げて御相談を申し上げる、そうして御意見を拝聴する、それで金融政策の誤りのないようにいたしたい、こういうことでございまして、どこの銀行とか、また民間金融機関に対してどういうふうに資金の流れをきめようとか、こういう大蔵省の権限を金融制度調査会におまかせをしておるということではございません。

○委員長(西田信一君) それでは、先ほどあと回しにいたしました国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、補足説明を願います。佐竹理財局長。

○委員長(西田信一君) 速記つけてください。

○委員長(西田信一君) 「速記中止」

○政府委員(佐竹浩君) ただいま議題となりました国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一項を改正する法律案につきましては、先般鍋島政務次官から提案理由の御説明を申し上げたところであります。若干補足説明を申し上げたいと思います。

従来、社会資本を充実し、国際収支を補強する等の観点から、財政投融資計画の原資の一部を世界銀行借款及び外貨債の発行によりまかなつてまいりましたが、この両者につきまして、予算編成の時期までに、具体的な借り入れ機関別の割り振りや、銘柄別の金額を決定することが困難な事情があつたのでござります。

昭和三十九年度におきましては、予算編成時には世銀借款のプロジェクトについての世銀との交渉が完了しておりませんために、当方の希望内容を予算に計上することとしたのでござりますが、その後、世銀との折衝は難航いたしまして、それまでに実績のございました日本道路公団への借款につきましては昨年四月に調印ができるのでござりますが、それ以外の機関に対する借款につきましては、結局首都高速道路公団へのものが昨年十二月、電源開発株式会社へのものが本年一月に至りまして調印を了したという状況でございます。

また、外貨債につきましても、その発行条件、発行額等は、調印直前の外債市場の状況によります。

○田畠金光君 やはり、これは資料の要求ですが、さつきの国有財産のあの問題、ひとつ経過と現在問題になつている内容等について詳しく資料を出して貰えませんか。あいの問題は私は相当にひとつこれは質問したいと思つていますから、そのほかにも問題になつてゐる国有財産払い下げのいろいろな問題があると思いますので、そういうのがあれば、ひとつついでに出してください。

○國務大臣(田中角榮君) わかりました。

○委員長(西田信一君) ただいまの田畠委員の要請にございましたが、そのことはなかなか困難な事情にござります。たとえば、昨年四月に発行されました東京都債の場合について見ますと、当初二千万ドルの発行を予定いたしたわけでございますが、市場の状況がよくて二千五百万ドル以上の発行が可能と見込まれるに至りましたので、昭和三十九年度の政府保証限度額は二千万ドルであったのでござりますが、実際には二千二百五十万ドル発行することとなりました。で、これは、昭和三十八年度において未実行に終わりそれが三十九年度に繰り越されましたところの保証限度額が二千万ドルありましたために、すなわち合計四千万ドルのワクがございましたのを使用することによって可能になりました。この場合におきましても、もし繰り越しワクがなければ、實際には二千万ドル以上の発行ができる状況であつたにもかかわらず、発行額を二千万ドルに抑えざるを得ないというところであったのでござります。

昭和四十年度におきましても、世界借款につきましては、昨年のIMF世銀東京総会の際、田中大蔵大臣とウズベク世銀総裁との会談の結果、総額一億五千万ドルの借款を受けることの了解は成立したのでござりますが、その機関別の割り振りにつきましては、当方からは日本道路公団、阪神高速道路公団等を候補として申し入れておりますのに対し、世銀側は慎重審査の上決定したいとのことで、まだ最終決定を見るに至つておりません。また、外貨債の発行につきましては、従来、国债のほか、政府保証債といたしましては日本電信電話公社、日本開発銀行、東京都及び大阪府市の外債の発行を行なつてきたのでござりますが、昭和四十年度につきましては、国際金融情勢の推移が予断を許さないこと等のため、外債市場の動向も予測いたしがたく、具体的な発行銘柄を確定し得ない状況にござります。以上のような事態は今後におきましても発生することが十分予想されるのござります。

このような情勢にかんがみまして、外貨債務に

ついての政府保証の限度額を総額で定めることができるることとして、そのときどきの情勢に即して円滑に事務を遂行することができることといたしますとともに、これに伴う所要の規定を整備することとがござりますので、この法律案を国会に提出することといたしました次第でございます。

○委員長(西田信一君) 以上で補足説明は終わりました。

それでは、これら九件の質疑は、本日はこの程度にいたします。

次回は、明十九日午後一時開会の予定でござります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後零時二十一分散会

三月十六日本委員会に左の案件を付託された。  
(予備審査のための付託は二月三日)

一、国立学校特別会計法の一部を改正する法律案

第十一号中正誤

ページ	段行	誤	正
二	三終わり	明らかに	明らかに
三	一九	伊藤志	伊藤忠
四	六三	おつたが	おつたが
五	八九	あるとと	あるとと
六	一八九	いる入	いる入
七	九九	労働省で	労働省で
八	二〇	行なつおり	行なつており
九	二終わり	人です	のです
一〇	二九	カルテ	カルテル
一一	二五	カルテル	カルテル
一二	三終わり	なげなければ	なげれば